



平成 18 年 9 月 25 日

各 位

富 山 県 富 山 市 清 水 元 町 7 番 8 号  
エヌアイシ・オートテック株式会社  
代表取締役社長 西川 浩司  
(コード番号：5742)  
問い合わせ先 執行役員経営企画室長  
光用 勝也  
T E L 03-5530-8066

### 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 9 月 25 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関して、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

1. 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
(会社法 362 条第 4 項第 6 号および会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)
  - (1) 当社は、倫理規程およびコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役、執行役員および従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組む等、内部統制システムの充実に努める。
  - (2) 取締役会は、法令・定款および取締役会規程等に従い、経営に関する重要事項を決定する。
  - (3) 代表取締役社長直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関して法令・定款および社内規程等の遵守状況、職務執行の手續の妥当性について、取締役会および監査役会へ、その結果を報告する。
  - (4) 取締役、執行役員および従業員が法令・定款および各種社内規程等に違反する行為を発見した場合、従業員が直接通報できる社内の通報窓口として内部監査室へ速やかに報告が上がるよう体制を整備する。
  
2. 取締役の職務の執行に係る文書の保存および管理に関する体制  
(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)
  - (1) 取締役の職務の執行・意思決定に係る取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、各種申請書および契約書等を「文書管理規程」の定めるところにより作成し、保存する。
  - (2) 取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
  - (3) 上記の文書の保管期間および保管場所は、文書管理規程に定めるところによる。
  - (4) 文書管理規程の改廃については、管理部長が起案し、取締役会に承認を得るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理規程を制定し、代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築した。同規程に添って各部署においては、必要に応じ規則・マニュアルの作成・配布を行う。
- (2) リスク管理部門として経営企画室がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。
- (3) 損失の危険が発生・発見された場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど、被害の回避および被害拡大防止に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 定例取締役会を原則月1回開催し、重要事項および業務執行を決定し、各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。
- (2) 取締役会への付議議案については、取締役会規程に定められている付議基準に則り提出されるものとし、付議される議題に関する資料については事前に全取締役に配布され、各取締役が取締役会に先立ち十分な準備ができる体制をとるものとする。
- (3) 取締役、執行役員および代表取締役社長が指名する部長等によって構成される経営会議を原則月1回開催し、取締役会に付議する事項を含む主要な業務執行事項について、その方向性や方針の確認等の意思決定プロセスを含めた審議をし、業務執行機関の長である代表取締役を補佐する合議体として、経営意思決定の効率化、迅速化に努める。また、経営戦略上の重要な事項についての方針、意思決定に至らない事項に関しても審議を行う。
- (4) 代表取締役社長の指揮監督のもとで執行役員が業務執行を補助することにより、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図る。
- (5) 日常の業務執行に際しては、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとする。

5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 管理部および流杉工場等の各担当部は、子会社の損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。
- (2) 内部監査室は、子会社に対する内部監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第1号)

代表取締役社長は、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合に、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(組織、人数、その他)については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役がその職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

8 . 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)

- (1) 取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。  
会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実  
取締役および従業員が法令もしくは定款に違反している行為をし、またこれらの行為をする恐れがあると考えられる場合にはその旨  
社内通報制度による通報状況および内容
- (3) 代表取締役社長および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

9 . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)

- (1) 代表取締役社長およびその他取締役は、監査活動の実効性を高めるために、監査役と平素より意思疎通および情報の交換を図り、監査環境の整備に努める。
- (2) 内部監査室は、内部監査結果の報告や定期的な会合により、随時監査役との連携を図る。

以 上